

## 川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るために設置されている防犯灯の管理費及び補修費に対する補助金交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るために、町内会等が設置するもので、原則として、高さが地上から4.5メートル以上(歩道においては3.5メートル以上)で、かつ、電力供給会社等と「公衆街路灯A」契約を締結し、主に道路等を終夜照らす電灯をいう。なお、共同住宅の敷地内を主に照らすことを目的とした照明灯、アーチ、ネオンサイン等の装飾を加味した照明灯及び駐車場又は駐輪場等の施設の照明灯などは除く。ただし、市長が必要であると認める照明灯にあつてはこの限りでない。
- (2) 町内会等 町、丁目の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会、自治会及びその他の防犯灯維持管理団体をいう。
- (3) 道路等 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路及び一般の交通の用に供する通路をいう。
- (4) 電気供給約款 電気事業法(昭和39年法律第170号)第19条の規定により一般電気事業者が定める供給約款をいう。
- (5) 管理費 防犯灯を管理していくうえで必要な電気料金及び諸手続等に要する費用をいう。
- (6) 補修費 灯具の故障への対応や管球の取替え等に要する費用をいう。

(補助の対象)

第3条 補助対象は、当該年度の4月1日時点において、防犯灯を維持管理している町内会等とする。ただし、終夜点灯する照明灯を維持管理している商業団体に対しても交付することができる。

(補助の交付額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次の各号に定めるところによるものとし、町内会等が維持管理する防犯灯については、第1号のア及び第2号を適用し、商業団体が維持管理する防犯灯については、第1号のイを適用する。

(1) 管理費補助金

ア 町内会等が維持管理する防犯灯にあつては、当該年度の4月分として支払った電気料金の支払実績により算出された経費又は、使用灯具を基に算出された経費のうち、いずれか低い額に1.2を乗じた金額を限度とする。

ただし、電気供給約款で定める契約容量が40ボルトアンペアを超える防犯灯は、当該年度の4月分として支払った電気料金の支払実績により算出された経費又は、使用灯具を基に算出された経費のうち、いずれか低い額に1.2を乗じた額の10分の9を限度とする。

イ 商業団体が維持管理する照明灯にあつては、当該年度の4月分として支払った電気料金の支払実績により算出された経費又は、使用灯具を基に算出された経費のうち、いずれか低い額に1.2を乗じた金額の10分の6を限度とする。

(2) 補修費補助金

町内会等が維持管理し、当該年度4月1日時点で現存する防犯灯1灯につき、1,100円を限度とする。

(申請の手続等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、防犯灯管理費及び補修費補助金交付申請書(第1

号様式又は第2号様式)を市長に提出するものとする。この場合において、補助金交付申請に必要な電気料金領収書や市長が必要と認める書類を提示するものとする。

(補助の決定)

第6条 市長は、前条に規定する防犯灯管理費及び補修費補助金交付申請書の提出を受けたときは、必要な調査を行い、補助額を決定し、補助金の交付通知をするものとする。

(暴力団の排除)

第7条 次の各号に掲げる団体は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団であるとき。
- (2) 交付申請者の所属する団体の代表者(団体の決定権を有する役員等を含む。)が法第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な方法により交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付通知を取り消し、すでに交付した補助金の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、交付した補助金の使途に関連する防犯灯や照明灯の維持管理について報告を求め、調査することができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 川崎市防犯灯補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、交付の日から施行し、平成10年度交付分から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 年度 防犯灯管理費及び補修費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体名  
代表者住所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ 号棟 \_\_\_\_\_ 号室)  
(フリガナ) \_\_\_\_\_

役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (※)  
電話 ( \_\_\_\_\_ )  
生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日  
性別 (男・女)

事務担当者 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
電話 ( \_\_\_\_\_ )

※署名をしてください。

川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付要綱第5条に基づき、街を明るくして夜間における犯罪の発生を防止し公衆の通行安全を図るため、防犯灯の管理費及び補修費に対する補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 補助を申請する防犯灯

- ・ 年4月1日現在で記入してください。
- ・ 防犯灯の種類を○で囲んでください。

| 種 類   | ワット | 灯 数 | 契約ごとの申請灯数                 |
|---|-----|-----|---------------------------|
| [LED・インバータ・蛍光・水銀・白熱・ナト]                         | W   | 灯   | (うち定額 _____ 灯、従量 _____ 灯) |
| [LED・インバータ・蛍光・水銀・白熱・ナト]                         | W   | 灯   | (うち定額 _____ 灯、従量 _____ 灯) |
| [LED・インバータ・蛍光・水銀・白熱・ナト]                         | W   | 灯   | (うち定額 _____ 灯、従量 _____ 灯) |
| [LED・インバータ・蛍光・水銀・白熱・ナト]                         | W   | 灯   | (うち定額 _____ 灯、従量 _____ 灯) |
| [LED・インバータ・蛍光・水銀・白熱・ナト]                         | W   | 灯   | (うち定額 _____ 灯、従量 _____ 灯) |
| [LED・インバータ・蛍光・水銀・白熱・ナト]                         | W   | 灯   | (うち定額 _____ 灯、従量 _____ 灯) |
| [LED・インバータ・蛍光・水銀・白熱・ナト]                         | W   | 灯   | (うち定額 _____ 灯、従量 _____ 灯) |
| [ _____ ]                                       | W   | 灯   | (うち定額 _____ 灯、従量 _____ 灯) |
| ※種類 蛍光→蛍光灯、水銀→水銀灯、白熱→白熱灯、ナト→ナトリウム灯(ほかは一番下の欄に記載) |     |     | 計 _____ 灯                 |

金額内訳 (5月請求分電気料金 (ご使用期間が4月〇日~となっているもの) × 12)

|        |   |
|--------|---|
| ① 定 額  | 円 |
| ② 従 量  | 円 |
| ① ② 合計 | 円 |

## 防犯灯の位置と付近の見取図

【防犯灯の位置を記した地図を別紙にて添付】

- ・ 過去5年間に位置図を更新していない場合は、再度防犯灯の有無等を確認して、新たな位置図を提出してください。
- ・ 過去5年間に位置図を更新している場合は、変更・新設分のみ記入してください。

## 振 込 口 座

金融機関名 ..... 銀 行  
..... 信用金庫 ..... 支 店  
..... 農 協 ..... 出張所  
預金種別    1 普通    2 当座  
口座番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

(フリガナ) .....

口座名義 .....

※申請時に通帳または写しをご持参ください。

## 委 任 欄

(振込口座名義が代表者以外の場合のみ記入してください。)

委任者(団体名) .....  
(役職) ..... (代表者氏名) ..... 印

当補助金の受領については、次の者に委任します。

受任者(住所) ..... 区 .....

(役職) ..... (氏名) ..... 印 (私印)

<確認チェック欄>

私(団体等の場合には、その役員等を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。また、事実と相違した場合には、不交付に対し異議を申し立てません。

暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察に照会することに同意します。

# 年度 防犯灯管理費及び補修費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体名  
代表者住所

( 号棟 号室)  
(フリガナ)

役職 氏名 (※)

電話 ( )

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

性別 (男・女)

事務担当者 役職 氏名

電話 ( )

※署名をしてください。

川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付要綱第5条に基づき、街を明るくして夜間における犯罪の発生を防止し公衆の通行安全を図るため、防犯灯の管理費に対する補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 補助を申請する商店街灯 (防犯灯)

(※商業団体が維持管理する照明灯は、補修費補助の対象外)

- ・ 年4月1日現在で記入してください。
- ・ 防犯灯の種類は○で囲んでください。

| 種類                      | ワット | 支柱の数 | 支柱1本の灯数 |
|-------------------------|-----|------|---------|
| (LED・インバータ・蛍光・白熱・水銀・ナト) | W   | 本    | 灯       |
| (LED・インバータ・蛍光・白熱・水銀・ナト) | W   | 本    | 灯       |
| (LED・インバータ・蛍光・白熱・水銀・ナト) | W   | 本    | 灯       |
| (LED・インバータ・蛍光・白熱・水銀・ナト) | W   | 本    | 灯       |
| ( )                     | W   | 本    | 灯       |

(種類: LED→LED灯、インバータ→インバータ灯、蛍光→蛍光灯、白熱→白熱灯、水銀→水銀灯、ナト→ナトリウム灯)

| 上記のうち終夜点灯の商店街灯 (防犯灯)    | ワット | 支柱数 | 支柱1本の灯数 | 契約ごとの申請灯数   |
|-------------------------|-----|-----|---------|-------------|
| (LED・インバータ・蛍光・白熱・水銀・ナト) | W   | 本   | 灯       | (定額 灯、従量 灯) |
| (LED・インバータ・蛍光・白熱・水銀・ナト) | W   | 本   | 灯       | (定額 灯、従量 灯) |
| (LED・インバータ・蛍光・白熱・水銀・ナト) | W   | 本   | 灯       | (定額 灯、従量 灯) |
| (LED・インバータ・蛍光・白熱・水銀・ナト) | W   | 本   | 灯       | (定額 灯、従量 灯) |
| ( )                     | W   | 本   | 灯       | (定額 灯、従量 灯) |

(種類: LED→LED灯、インバータ→インバータ灯、蛍光→蛍光灯、白熱→白熱灯、水銀→水銀灯、ナト→ナトリウム灯)

計 灯

金額内訳 (5月請求分電気料金 (ご使用期間が4月〇日～となっているもの) × 12)

|        |   |
|--------|---|
| ① 定 額  | 円 |
| ② 従 量  | 円 |
| ① ② 合計 | 円 |

## 商店街灯（防犯灯）の位置と付近の見取図

【商店街灯（防犯灯）の位置を記した地図を別紙にて添付】

- ・ 過去5年間に位置図を更新していない場合は、再度防犯灯の有無等を確認して、新たに位置図を提出してください。
- ・ 過去5年間に位置図を更新している場合は、変更・新設分のみ記入してください。

## 振込口座

銀行  
信用金庫  
農協

支店  
出張所

金融機関名 .....

預金種別    1 普通    2 当座

口座番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

(フリガナ) .....

口座名義 .....

※申請時に通帳または写しをご持参ください。

## 委任欄

(振込口座名義が代表者以外の場合のみ記入してください。)

委任者 (団体名) .....

(役職) ..... (代表者氏名) ..... 印

当補助金の受領については、次の者に委任します。

受任者 (住所) ..... 区 .....

(役職) ..... (氏名) ..... 印 (私印)

<確認チェック欄>

私 (団体等の場合には、その役員等を含む。) は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。また、事実と相違した場合には、不交付に対し異議を申し立てません。

暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察に照会することに同意します。